

人権教育啓発資料

第29号

発行 長野県教育委員会人権教育課
発行人 山越 和男

長野市大字南長野字幅下692-2
電話 026-235-7452
FAX 026-235-7490
Eメール jinken@pref.nagano.jp

人権つうしん

私の両親

「聴導犬「みかん」とともに」

聴導犬の存在を知ったのは、今から二年半ほど前、



区だよりを見ていたときです。

最近でこそテレビでも少しずつ紹介されるようになりましたが、当時、日本ではあまり知られていませんでした。両親が聴覚障害者ということもあり、「聴導犬って何だろう?」「是非もつと知りたい!」と思ったのを覚えています。

聴覚障害による不便さというのは、外見から見ただけではわかりにくいことが多いのです。対人関係では、ちよつとした言葉の行き違いなどで、人から誤解を受けることがよくありますし、生活面でも音がよく聞こえなくて困ることはたくさんあります。

私の両親も、聴導犬のみかんが来る前は、随分不便なことや嫌なことがたくさんあったそうです。

例えば、来客を知らせるブザー。当時、家の中に、ブザーと同時に光るお知らせランプをつけていましたが、ランプのない部屋やベランダにいるときなどは、いくらブ

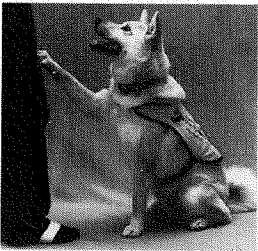
ザーが鳴っても、全くわかりませんでした。

また、朝起きる時も、目覚まし時計の音は聞こえないので、父は代わりにタイマーを扇風機に取り付け、時間になると扇風機の風で起きていました。私も一度試してみたことがあります。この目覚ましは冬はとても寒くてたまりません。他にも、緊急のファックスがきたり、火災報知器が鳴つてもわかりません。町を歩いていても危険がいっぱいです。

母から聞いた話の中で、私が一番驚いたのは、私が赤ちゃんだった時のことです。両親は私の泣き声が聞こえなくて困つたようです。そこで、夜寝るときは私が寝ているベッドの天井に鏡を貼り付けて、顔がいつでも見えるように工夫していたそうです。親の見えない苦労を私はあらためて知りました。

そんな母が聴導犬のみかんと一緒に暮らすことになって、二年半が経ちました。

毎日みかんが前足で体にタッチして音を知らせてくれるのがうれ



しいらしく、聞こえないことにコンプレックスを持っていた母が、とても明るくなりました。

意外なことで驚かされたのは、今までなかなか文を書くことをおっくうがっていた母が、日本聴導犬協会の方へみかんの様子を報告するために、自分から手紙を書くようになったことです。

また、健聴者と話すとき、「上手く話さなければ...でも、自分にはできない...」という気持ちだったのが、だんだん自分の感じたことを飾らずに話せるようになってきました。

昨年、父も会社を定年退職し、今は両親ともみかんに音を教えてもらっています。みかんが一緒にいてくれることで、二人とも生活に安心感が持てるようになったと喜んでいきます。ただ一匹の犬のみかんが来たことで、こんなにも私の家族の生活は変わったのです。私自身も両親の明るく前向きな

姿を見て本当にうれしいですし、これからもそんな両親のことを応援していきたいです。

また、聴導犬の存在を少しでも多くの人に知っていただき、聴導犬が盲導犬と同じようにいろいろな場面で活躍し、聴覚障害者がより安心して過ごせる社会になってほしいと願っています。



(聴導犬ユーザー家族の手紙より)

社会福祉法人『日本聴導犬協会』は、宮田村の駅前の一角にあります。日本で初めて電車や飛行機の正式乗車・搭乗許可を得た聴導犬はここで育成されました。

法律も整備され、昨年五月には、「身体障害者補助犬法」ができ、電車やバスなどの交通機関、公共施設、レストランやデパート等の施設に、盲導犬・介助犬・聴導犬を同伴して利用することを拒否してはいけなくなりました。

聴導犬の候補犬は、保健所に収容された犬から選ばれます。障害を持つ人の自立と生活の向上を支援する「聴覚障害者福祉」と不幸な犬を救済する「動物福祉」の両方を活動の柱にしています。

『文化の違い……困っています』

ある学校関係者Aさんの悩み

ある外国籍の子どもさんの家庭へ給食費をいただきに伺ったところ、「うちは給食は要りません。」と言われてしまいました。これから外国籍の家庭が多くなると、同じような問題が増えないかと心配になります……。

これはある学校関係者の方のお話です。本当に困ったことだと表情を硬くして話しておられました。それはお困りだろうと感じ、市民課の窓口で外国籍の方を中心に様々な相談に応じているブラジル国籍のBさんにお話してみました。すると、意外な答えが返ってきました。



ブラジル国籍のBさんの考え

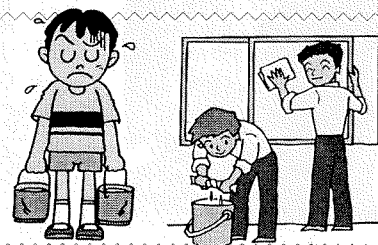
私のところには毎日様々な相談が来ます。一番多いのが学校の子どものことです。日本に来て子どもを学校にやると、帰ってきた子どもが学校でいじめられると言うそうです。ブラジルでは学校というのは半日制で、午前に登校する者と、午後に登校する者に分かれます。学校は勉強するのみで掃除も給食もありません。そこで、急に掃除をやれと言われてたり、バケツの汚れた水に手を入れてぞうきんがけをさせられたりする……もうこれは彼らの常識からすれば、理解できないことで、いじめだと認識されても仕方がないかもしれません。

また、食事に関して責任を持つのは家庭であり、昼食も家庭でとるのが当たり前です。そこで、見慣れない食べものを残さず食べなさいと言われ、給食費を払いなさいと言うのでは……もう日本の学校についての理解ができなくなり、「給食は要らない」となってしまうのではないのでしょうか。

給食費をお願いしに行く学校関係者の方は困っています。

慣れない国に来て必死で生活している外国籍の方も困っています。

私は、こんな話を参考にしてみたいと思いました。



春原直美さんのお話(長野県国際交流推進協会 常務理事兼事務局長)

日本とブラジルでは、国が違うのですから、当然、文化や言葉、そして学校の制度が大きく違います。

ブラジル人の児童生徒や保護者は、日本の学校の制度を知りませんし、反対に、受け入れる日本人側(教育委員会、学校の先生、他の保護者)は、ブラジルの学校の様子を知りません。

日本人側からは、「日本に住むのだから日本のことを知っていてもらわなければ困る……」という意識が働きます。しかし、ブラジルの人達からすると、日本の学校では当たり前の掃除や給食は自国の学校にないことです。誰だって自分が一度も体験していないことは、理解・イメージができないでしょう。すぐ理解できないことを押しつけられたと感じ、「いじめだ」と話がずれていってしまったら、お互いに残念なことです。

居住する市町村の役所では、転入手続きをする際に、日本の学校のことを説明し、ポルトガル語版のプリントも渡していると思います。しかし、おそらくこれだけではブラジル人保護者は内容を理解できません。プリントだけでなく、ポルトガル語でのいねいな説明も必要と考えます。学校でこのような説明会が開催されるといいですね。

地域では、「郷に入れば郷に従う」ことをただ望むのではなく、多数派の日本人が少数派のブラジル人に近づいていくことも重要です。彼らをお客さんとしてではなく、また、マナーを知らず、ルールを守らない困った外国人と決めつけずに、地域に住むパートナー・隣人として、「何か困っていることはありませんか？」と、チョット声をかけてみましょう。

ブラジルの人達も、近くにいる日本人に「困ったよ！」ともっと聞いてみましょう。

母国も文化も言葉も違った人達が交じり合って、共に創り豊かに暮らせる、素晴らしい長野県にするために。

「これは異常事態だ！」

～危機意識から始まった

企業の人権教育～

県内にあるA企業の取締役のNさん
にお聞きしたお話です。

A企業は、以前から日系ブラジル人を積極的に採用しています。

当初は、地域住民の外国人労働者に対する偏見があり、なかなかアパートなど貸してくれずに苦労しました。そこで、地域に対しては、交流の場を増やしたり、お祭りに参加するなど、偏見の解消に努めました。

一方、ブラジル人に対しては、日本語教室を実施し、生活指導担当者において、「守らなければここにいられない」と、時に厳しい指導もしました。また、ポルトガル語のできる社員を相談窓口として配置しました。そして、日系ブラジル人の雇用問題では、積極的な人権教育を進めていると感じていました。

しかし、ある時、社員のモラルについて組合が実施したアンケートによって、社内のセクハラの実態を知ったとき、「これは、異常事



態だ」と感じました。

「体を触られた」「下品な言葉を発せられた」など、社内に約半数いる

女性社員のうち、三十四パーセントが

「セクハラを受けたことがある」と回答していたのです。

「企業改革の努力が試されている」と自覚し

ました。

そして、会社役員と組合の代表で構成する「企業内人権委員会」を立ち上げたり、「相談窓口」の設置、「人権委員会宛相談カード」の配布、「人権擁護アンケート」の実施をするなど、幅広く取り組みを始めました。

その結果、セクハラ問題に対して意識が高くなり、切実なセクハラが減ると共に、「それはセクハラ」と指摘できる雰囲気が出てきました。

それと同時に、ブラジル人社員に対する日本人社員の気持ち、受け止めに大きな変化が生じました。今までのその場しのぎのあしらいから、相手の気持ちを考え、行動しようという責任感が出てきたのです。これは、会社にとって大きな財産であり、結果として企業としての利益にも大いに貢献しています。

「長野県地域人権ネット」を県ホームページで公開しています。

県内には、人権問題にかかわるNPOや団体がありますが、団体相互に情報交換をし、つながりを深め、また、教育行政や学校がNPOや団体と連携しながら人権教育を推進することができるよう、地域人権ネットを構築しました。人権団体やNPO、市町村の人権に関する取り組みを紹介するインフォメーション・コーナーや、地域人権ネットに登録した人や団体を探すコーナーがあります。県教育委員会のホームページにある「人権教育」から入れます。

ホームページアドレス <http://www.pref.nagano.jp/kyouiku/jinken/net/jinken01.htm>

相手の立場に立って考えましょう

○ 職場で顔を合わせる度に、「子どもはまだか。」と繰り返し訪ねる。

○ 任意参加の歓迎会の酒席において、上司を含めた男性会社社員の隣に

座ることやデューエットや、お酌の強要をする。

※ 職場においては、セクハラを未然に防止する観点から、幅広く相談・苦情の対象とする等の対応が必要です。

男女雇用機会均等法第二十一条

「職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の配慮」
事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該女性労働者の就業環境が害されることのないよう雇用管理上必要な配慮をしなければならない。

セクシャルハラスメントのない職場にするために事業主が雇用管理上配慮すべき事項 (厚生労働大臣の指針)

次の三項目は、業種や規模を問わず全ての事業主に義務づけられています。

- ① 職場におけるセクシャルハラスメントを許さないという事業主の方針の明確化と周知・啓発
- ② 相談・苦情への対応のための窓口の明確化と、相談・苦情への適切かつ柔軟な対応
- ③ 職場におけるセクシャルハラスメントが生じた場合の、迅速かつ適切な対応

(参考) 厚生労働省機会均等・児童家庭局資料)

子どもから

教えられた

「思いやり」



これは、以前、教師をされていた方のお話です。

小学校四年生を担当していた時、こんなことがありました。

授業中、突然、一人の女の子Aさんが立ち上がって、窓際の花瓶を手に取りました。そのまま、歩き出したかと思うと、つまずき、手に持っていた花瓶の中の水を、座っていたBさんにかけてしまいました。Bさんは、おなかから下がびしょぬれです。あつという間の出来事でした。

BさんにあやまっているAさんに、「どうしたの」と尋ねると、「お水、上げようと思って。こぼしちゃってごめんなさい」と言いました。突然のAさんの行動に、私は何か変だなあと思いながらも、この場はこれで終わりました。

さて、それから半年後。懇談会があり、Bさんのお母さんと懇談会をした時のことです。Bさんの

お母さんが、半年前のことに触れられ、「あの時は、本当にありがたうがどうございました」とお礼を言われました

私は、なぜBさんのお母さんからお礼を言われるのか、おつしゃっていることが何のことだかさっぱりわかりませんでした。続けてBさんのお母さんから、次のようなお話をお聞きし、本当にびっくりしました。

Bさんは、その時、実はお漏らしをしてしまったのだそうです。でも、Aさんのお陰で、そのことを誰にも気づかれずに済んだということです。Bさんのお漏らしに気づいたAさんは、『何とかしなきゃ』と思つたのでしょうか。

Aさんは、担任の私も気づかないことに気づき、考えつかないことを実行し、Bさんが恥ずかしいという思いをしないようにしたのでした。なんとという思いやり、この思いやりが人権感覚に発展していくのでしょうか。

人権の学びに大人

だとか子どもだとかいうことは関係ないんだということが、それ以来、私の心に強く残っています。



やさしくなれる ほうほう

豊科北小学校 二年 細萱 尚汰

おかあさんにやさしくするには、おさらをふいてあげる。

おばあちゃんにやさしくするには、かたをたたく。

弟にやさしくするには、なかよくあそんであげる。

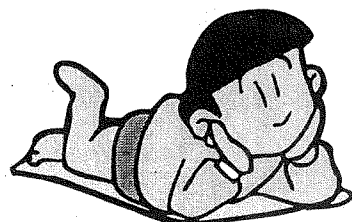
こまつた人がいたら、たすけてあげる。

ぼくが元気じゃないとぜんぶできないから、

ぼくが元気なことが、やさしくなれるほうほうだと思う。

平成十五年度 人権意識の高揚を目指す作文・詩

小学校部門優秀賞



人権啓発ビデオの紹介

「Meet the ヒューマンライツ 若者たちが出会った人々」

＜平成13年制作27分＞

6人の若者達が登場し、現代の人権問題について、若者の目でとらえ、若者の言葉で語ります。そして、今ある人権問題に取り組んでいる人や当事者の人達と実際に会い、今まで無関心で気づかないでいた偏見や差別の気持ちを自覚していきます。

若者達と同じ目線で、同和問題、セクシャル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、児童虐待等の人権問題に出会い、事実を知り、「人権」を自身に重ねていくことができる内容です。

企画：東京都教育委員会 制作：東映株式会社
このビデオは、県教育委員会人権教育課にあります。
(長野市の方は、長野市教育委員会にありますので、市教育委員会人権同和教育課にお問い合わせ下さい。)

その他の啓発ビデオの貸出のお申し込みは

- 東信 上小地方事務所 厚生課 0268-25-7122
- 南信 上伊那地方事務所 厚生課 0265-76-6810
- 中信 松本地方事務所 厚生課 0263-40-1911
- 北信 長野県人権啓発センター 026-274-2306